

事例研究 憲法（第2版） 訂正表（第2刷）

頁数	誤植箇所（1刷）	修正後（2刷）
p 5	【資料2】タイトル 【資料2 NIPPYO カントリー・ゴルフ場の入会手続と会員の権利】	→【資料2 NIPPYO カントリー・ゴルフ倶楽部の入会手続と会員の権利】
p 41	下から4行目 「相当の <u>具体的</u> 蓋然性」	→「相当の蓋然性」
p 127	◆事例◆1. 上から8行目 「サウナ <u>大塚</u> 」	→「サウナ <u>南大塚</u> 」
p 400	末尾（【資料2】の下）に補注を挿入	※なお、2009年の「指針」改正により、人クローン胚の作成が解禁されている。
p 415	上から9～14行目 37条の条文	→36条の6の後に移動